

## Ⅱ ごみ処理基本計画

本市のごみ処理の基本理念とする『未来へつなぐ“循環型都市よこすか”の創造』を着実に実現していくため、第2章2に示した「ごみ処理の現状と課題」を踏まえて、今後のごみ処理施策を実施していく必要があります。

そのための「ごみ処理基本計画」として、第3章では、計画目標年度における「ごみの発生・排出量および処理・資源化量の見込み」を定め、その目標を達成するための方策・取り組みの具体的な内容について「第4章 ごみの発生・排出抑制のための方策」に、また、個別の処理計画を「第5章 分別収集区分と資源化・適正処理」に定めます。

## 第3章 ごみの発生量・処理量の見込み

### 1 目標年度におけるごみ処理の流れ

本市におけるごみの種類は、燃せるごみ、不燃ごみ、缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチックの4分別のほか、粗大ごみ、集団資源回収品目、使用済み乾電池、使用済み小型家電に大別されます。現在のごみ処理フローは、第2章12ページ 図2-2-1のとおりです。ごみ処理広域化基本計画における広域処理施設の整備および新たな資源化策の検討等を踏まえた、計画目標年度(平成33年度)におけるごみ処理フローは図3-1-1のとおりです。

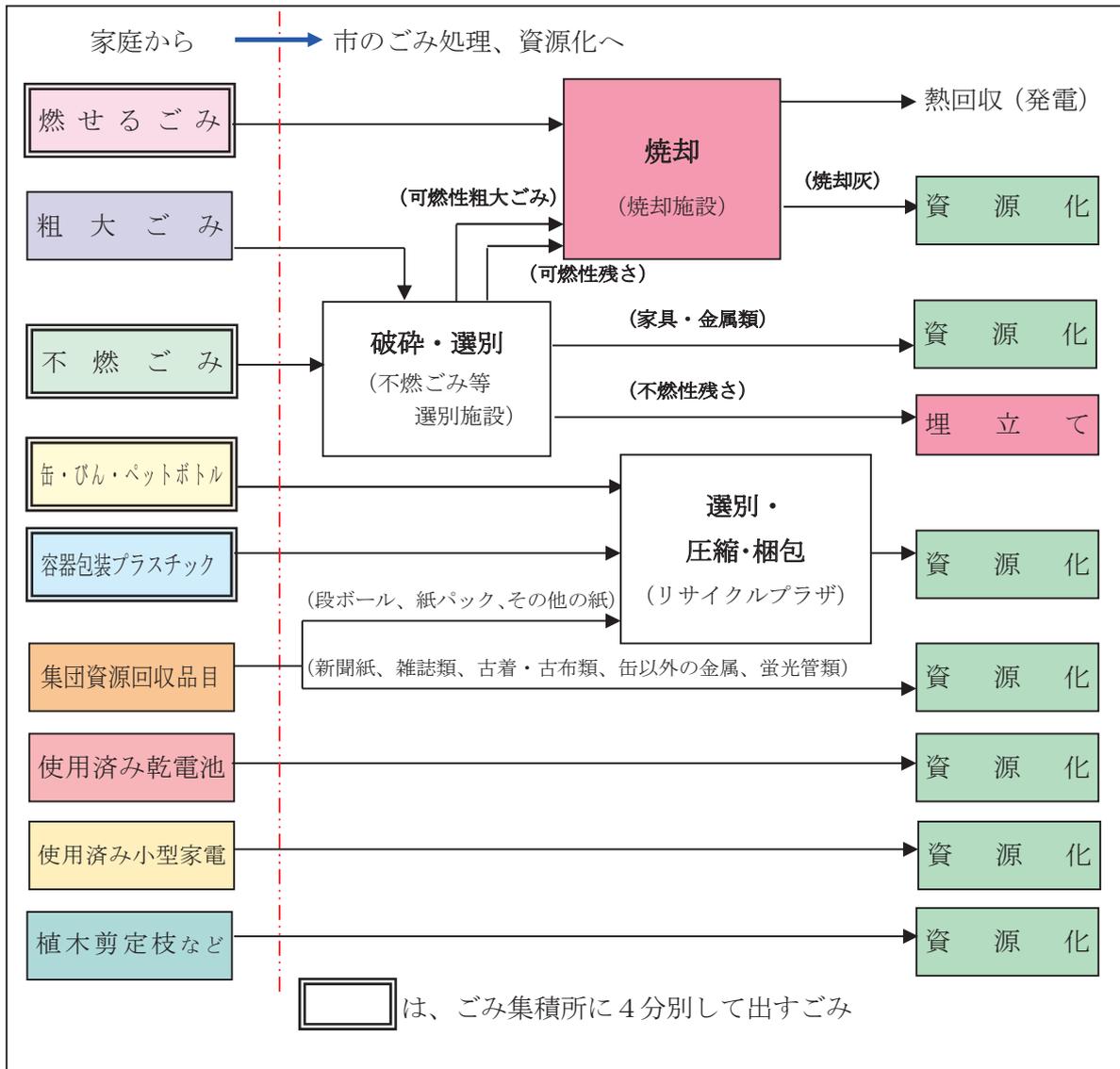


図3-1-1 目標年度におけるごみ処理フロー

2 目標年度におけるごみの発生量および処理量の推計（計画の数値目標）

平成27年度ごみ処理実績を基に、第4章以下の処理計画に示す減量化・資源化施策を実施した場合の、目標年度におけるごみの発生・排出量および処理・資源化量とその推計方法は以下のとおりです。

表3-2-1 目標年度におけるごみの発生・排出量および処理・資源化量

	平成27年度（実績）	平成33年度（目標値）	比較
発生・排出量 （うち集団資源回収）	138,355トン （24,262トン）	123,000トン （23,000トン）	△15,355トン （△1,262トン）
焼却量	93,409トン	82,400トン	△11,009トン
埋立量	5,352トン	1,700トン	△3,652トン
資源化量	45,197トン	44,000トン	△1,197トン
資源化率	32.7%	36%	3.3ポイント
1人1日排出量 （集団資源回収除く）	750グラム	695グラム	△55グラム

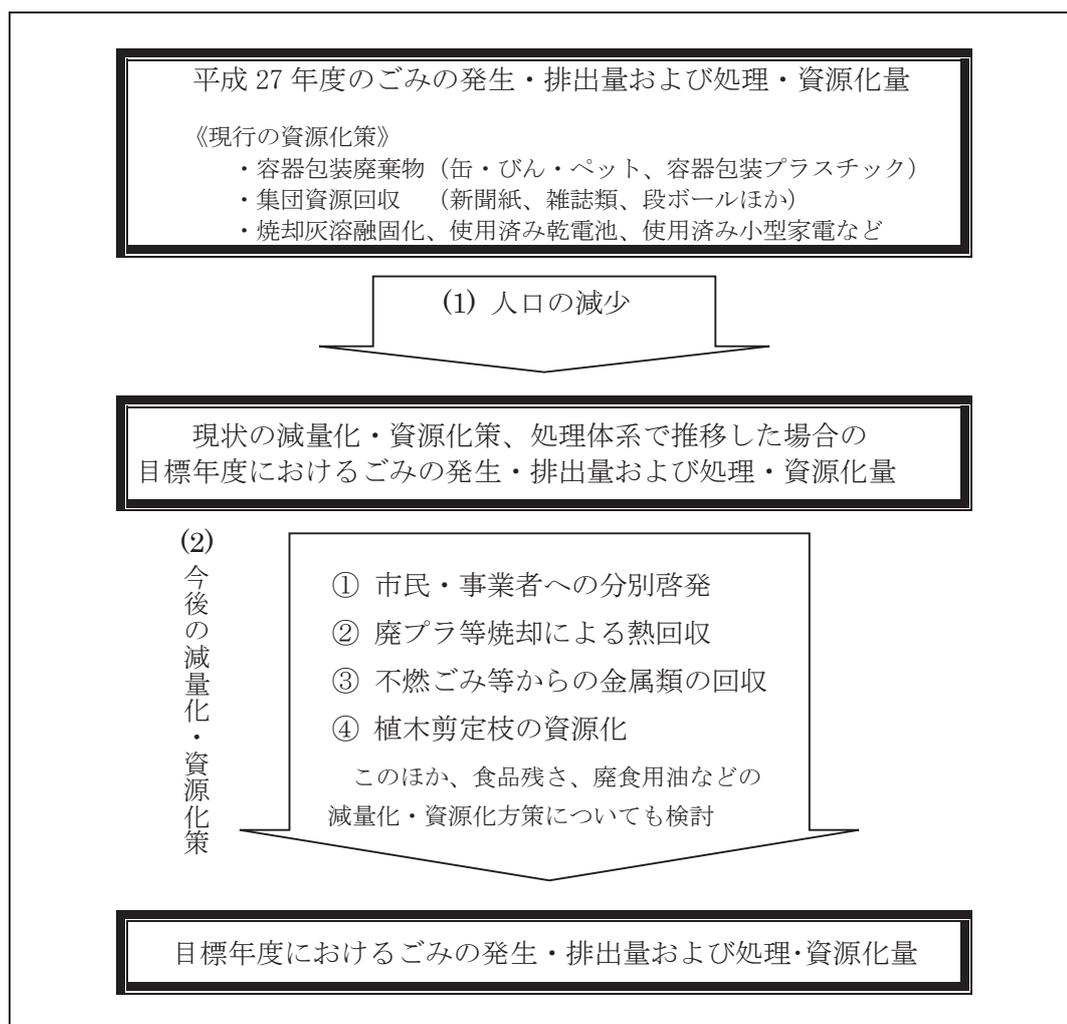


図3-2-1 目標値の推計方法

### 3 今後のごみ量等の変動要素

#### (1) 将来推計人口による影響

ごみ処理基本計画における今後の人口の推移は、横須賀市の将来推計人口（平成26年5月推計）によります。

平成27年度以降、目標年度（平成33年度）までの人口の見込みは以下のとおりです。

表 3-3-1 将来推計人口

年 度	推 計 人 口	対前年 増減率
平成 27 年度	4 1 5,4 8 7 人	—
平成 28 年度	4 1 2,0 1 1 人	△ 0.8%
平成 29 年度	4 0 8,3 6 9 人	△ 0.9%
平成 30 年度	4 0 4,5 5 2 人	△ 0.9%
平成 31 年度	4 0 1,2 2 9 人	△ 0.8%
平成 32 年度	3 9 7,7 3 7 人	△ 0.9%
平成 33 年度	3 9 4,1 0 0 人	△ 0.9%

出典：都市政策研究所「横須賀市の将来推計人口」

#### (2) 減量化・資源化策の効果

現状のごみ処理体系を継続した場合も、(1)の人口減少を反映してごみ量は減少しますが、分別啓発の継続や新たな資源化策の実施により、さらに減量化・資源化を進めます。なお、以下の数値は、目標年度である平成33年度の数値を示します。

##### ① 市民・事業者への分別啓発

「燃せるごみ」のうち、紙製容器包装等<sup>\*1</sup> 900 トンを集団資源回収に移行し、さらに、3,700 トンの減量化を進めます。

<sup>\*1</sup>紙製容器包装等：段ボール、紙パック、その他の紙。

分別排出の徹底とごみの発生抑制のための方策を進めることで、焼却量を減らすことができます。市は、市民や事業者に対する分別啓発を推進し、「燃せるごみ」に混入されている紙製容器包装等を資源ごみに移行し、リサイクルを推進します。また、ごみの発生抑制の取り組みを周知啓発し、さらなるごみの減量化を推進します。

「現状の処理形態を続けた場合のごみの排出量および処理量」における「燃せるごみ」は約86,000 トンです。このうち、資源化できる紙類の回収を促進し、紙製容器包装等900 トンを集団資源回収へ移行します。

また、約3,700 トンの燃せるごみを減量し、資源化できる紙類と併せて、1人1日あたりのごみ量（集団資源回収を除く）を約30グラム減らします。

## ② 廃プラスチック等の焼却による熱回収（広域処理施設）

不燃ごみ等（不燃性粗大ごみを含む。）のうち、廃プラスチック類<sup>※2</sup>など2,100トンと可燃性残さ1,500トンを、埋立てから焼却処理へ移行します。

現在、埋立処分している不燃ごみについては、広域処理後は、家庭から出る廃プラスチック類を燃せるごみに変更して排出してもらうほか、広域処理施設の「不燃ごみ等選別施設」において、不燃性粗大ごみと併せて処理し、可燃性残さを焼却処理（熱回収）に移行します。

「現状の処理形態を続けた場合のごみの排出量および処理量」における「不燃ごみ」「不燃性粗大ごみ」は約6,600トンです。このうち、廃プラスチック類約2,100トンと可燃性残さ約1,500トンを焼却処理（熱回収）します。

<sup>※2</sup> 廃プラスチック類：プラスチック製のおもちゃ、文具類、バケツ、ビデオテープ、CD等のごみで、容器包装プラスチックとペットボトルは含まない。

\* 参考として、P.11に廃プラスチックの分別区分変更イメージ、P.64～67にコラムを掲載しています。

## ③ 不燃ごみ等からの金属類の回収（広域処理施設）

不燃ごみ等（不燃性粗大ごみを含む。）から、資源化物として金属類1,200トンを回収します。

広域処理施設の「不燃ごみ等選別施設」では、不燃ごみと不燃性粗大ごみの破碎選別を行い、新たに資源物として鉄とアルミを回収します。

「不燃ごみ」「不燃性粗大ごみ」約4,400トンのうち約27%の金属類を回収できると見込み、1,200トンの金属類を資源化します。

## ④ 植木剪定枝の資源化

現在、焼却処理している事業系植木剪定枝を、民間の資源化処理へ移行し、地域団体の清掃活動等で分別された剪定枝300トンを資源化します。

現在、焼却施設に直接搬入されるごみのうち、約3,700トンの事業系植木剪定枝が焼却処理されています。これらを民間の資源化処理施設に移行して、資源化を図ります。また、地域団体等の清掃活動等で分別された剪定枝についても、市で収集して焼却処理していますが、これを資源化に移行します。

「現状の処理形態を続けた場合のごみの排出量および処理量」における「直接搬入ごみ」は約7,500トンです。そのうち、事業系の植木剪定枝として、約3,700トンを市施設から民間の資源化処理施設に移行させます。

植木剪定枝の資源化方法については、破碎・チップ化の後、堆肥化して農業園芸で利用するほか、チップを工業用燃料などに利用する方法もあります。

今後、資源化効率と資源化経費の負担、自区域内における民間施設の整備状況などを勘案しながら、具体的な資源化方法を検討します。

#### ⑤ 新たな減量化・資源化策の検討

植木剪定枝のほか、第4章、第5章に示す新たな排出抑制策、減量化・資源化策についても検討し、より一層のごみの減量化・資源化を図ります。

現在、本市が「燃せるごみ」として収集し焼却処理をしている「廃食用油」については、例えば、精製して自動車燃料とするほか、インク・塗料へのリサイクル、石鹼の製造など、他都市における資源化の実施例が見られます。また、容器包装プラスチック以外の単一素材プラスチックでできている製品について、再びプラスチック製品の原材料としてリサイクルしている例もあります。

これらの資源化を効率的・安定的に行っていくためには、再資源化後の循環的利用の確保を前提にして、一層細分化した分別、さらには一定の品質を維持した収集が必要となる場合もあり、全市的に行う資源化だけではなく、環境教育や地域活性化の観点から、地域住民による活動や学校等での活動として行うことが相応しい場合もあります。

また、生ごみに含まれている食べ残しなどの食品残さについては、市民および事業者に対して、その発生抑制や減量に効果的な取り組みについて周知・啓発するほか、食品残さを資源化施設で処理することにより、家畜の飼料や畑の堆肥などに資源化する取り組みについても事業者にも周知を図ります。

それぞれの品目の特性や資源化手法に応じて、行政が行うもの、市民・事業者が行ったほうが良いものを区別し、分別の細分化に伴う市民の負担、資源化効率と収集・資源化経費の負担などを総合的に勘案しながら、本市の実情に即した資源化の実現可能性を検討していきます。

### (3) 平成27年度に実施している資源化策

計画の基準年度である平成27年度に実施している資源化策とその実績は以下のとおりです。今後も引き続き、より効率的な資源化手法を検討しながら実施していきます。

#### ① 資源ごみ

缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチックは、資源ごみとしてリサイクルプラザ“アイクル”で選別・圧縮・梱包の中間処理後、再商品化事業者へ引き渡し、再資源化しています。

② 集団資源回収

段ボール、紙パック、その他の紙、新聞紙、雑誌類、古着・古布類、缶以外の金属、蛍光灯類の8品目は、町内会・自治会などの地域団体と横須賀市資源回収協同組合が協力して実施している集団資源回収で回収しています。

段ボール、紙パック、その他の紙は、リサイクルプラザ“アイクル”に搬入し、選別・圧縮・梱包の中間処理後、再商品化事業者に引き渡しています。蛍光灯類は直接再資源化事業者に引き渡し、ガラス、アルミ、水銀を資源化しています。その他の品目は、資源回収協同組合が直接再商品化事業者に売却しています。

③ 焼却灰

焼却処理により発生する焼却灰は、現在県外に搬出し、熔融処理により、熔融スラグ等を生成し土木工事資材などとして資源化しています。

④ その他

リサイクルプラザ“アイクル”の中間処理で発生するガラス残さ、粗大ごみ処理施設における破碎処理後に回収する金属類、市内約400箇所で拠点回収を行っている使用済み乾電池、および市内16箇所で拠点回収を行っている使用済み小型家電についても資源化しています。

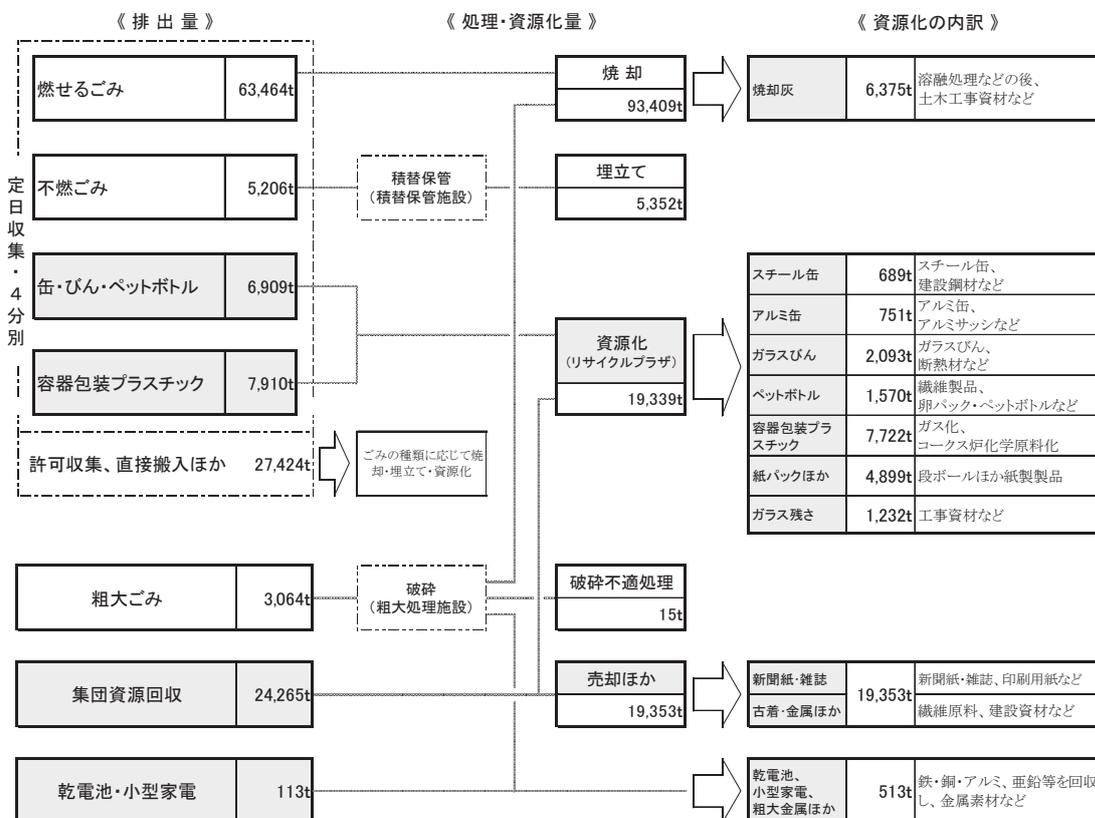


図3-3-1 循環資源の再資源化の主な内容 (平成27年度実績)